

令和5年度 第1回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会会議録

日時 令和5年7月27日(木) 午後1時30分～午後4時5分
場所 四街道市企業庁舎 2階会議室
出席委員 太田委員 住田委員 下里委員 清水委員 瀬藤委員 田汲委員
欠席委員 加藤委員 高野委員 成田委員 三好委員
事務局出席者 森田上下水道部長 伊藤副参事 花島経營業務課長 島津水道課長
松尾課長補佐 梅澤工務係長 吉武事業管理係長 菅谷財務経営係長
穴倉主任主事 加藤主事
傍聴人 6名

～会議次第～

1. 開会
2. 水道料金のあり方について(諮問)
3. 会長挨拶
4. 議題
 - ①水道事業の経営戦略について
 - ②今後の審議スケジュールについて
5. その他
6. 閉会

○会議の概要

- ・森田上下水道部長より挨拶
- ・太田会長より開会の挨拶
- ・会議の公開、会議録の発言者明記の承認
- ・傍聴人の入室(6名)

○議題

太田会長：議題(1)水道事業の経営戦略につきまして、事務局より説明をお願いします。

《事務局より、資料1～3ページ(資料①及び資料②)、資料12～14ページ(資料③)の内容説明》

太田会長：それでは、ここまでの部分をご議論いただきたいと思います。

田汲委員：第2浄水場の送水管の口径はどれぐらいの大きさなのか。長さは。

事務局：口径は300ミリメートルで、長さは4キロほどです。

田汲委員：混合井とはどういうものか？

事務局：混合井は、表流水と地下水を混ぜる設備です。

田汲委員：貯水槽みたいな大きなものか。

事務局：そうですね。筒状の大きな構造物になります。

田汲委員：大きさとしては何立方くらいですか。

事務局：300立法メートル程度の規模です。また、その機能といたしましては、表流水と地下水を混ぜるものでして、貯水的な機能については配水池がありますので、混合井自体は、容量としてはあまり大きなものではありません。

瀬藤委員：10本分のみなしの方の地下水源については、今後も水源として利用可能なのか。また、この地下水源である井戸の補修とか改築はどのように考えているのか。

事務局：10本のみなし井戸についても、掘り直しですとか、大きな工事は認められていません。今現在持っている能力を最大のものとして使用していきませんが、今後、どうしても老朽化によって汲める量が減少していくというような問題は考えられます。

瀬藤委員：老朽化した井戸の更新はできないのか。

事務局：修繕程度であれば許可が得られますが、掘り直しや大規模な更新は認められていません。

清水委員：質問が何点かあるのですが、1点目は、霞ヶ浦導水の進捗がどうなっているのか。令和12年完成ということになっているが、妥当な工期なのか疑問です。

また、2点目は、令和4年度の印旛広域水道の補正予算を見ると一日平均給水量があって、奈良俣ダムからの水と八ッ場ダムからの水を合わせた量だと思うが、四街道市の場合にはまだ受水を受ける施設ができていないということで、現時点で八ッ場ダムから表流水を受けている市町村というのはあるのか。

3点目は、資料の中の表で自己水源として12,000m³の地下水があると記載しているが、印旛広域水道に関して国土交通省が過去にやった評価書というのがあり、そこに記載されている水量と乖離している。この資料では四街道市の自己水源が27,000トンほどになっていて、なぜ違うのか説明をしていただきたい。

太田会長：確認ですが、質問の3点目、印旛広域水道に関する評価書というのは具体的に何の資料ですか。

清水委員：霞ヶ浦導水事業検証に係る検討報告書というのがありまして、ダム事業等の大規模公共事業は何年かに一度検証している。そこでは、各利水者の意見を聞いて、これは十分やる意味がある事業だという結果になっている。この時の資料だった様に記憶している。

太田会長：そこに書かれている水量と資料の表の自己水源水量が非常に乖離していると。

清水委員：そうですね。あと、水利権が、現在は霞ヶ浦導水事業で0.522トン毎秒ということになっていて、この計画当時は0.746トンだった。そこがいつ減量したのかということも聞きたい。

太田会長：計画時の数値と現在との違いはということですね。

かなり具体的で細かなご指摘をいただきましたが、事務局の方はどうでしょうか。

事務局：まず1点目、霞ヶ浦導水の進捗につきましては、国交省が霞ヶ浦導水の再評価や事業計画変更を令和2年度に行っておりまして、完成年度が令和12年度に変更になりました。そして、令和2年の事業計画変更時点から、トンネルの掘削を令和4年度に契約しておりますし、少なくとも、徐々には順調に進んでいる認識でおります。

2点目、印旛の事業体のうち八ッ場ダム由来の水量を既に受けている事業体があるかというところですが、他の事業体のことですので完全には分かりませんが、八ッ場ダムが完成した令和2年度の時点で四街道は受水施設の整備が必要でしたので水量を増やしていませんが、その段階で水量を増やしていた事業体もごございますので、当時から八ッ場ダムが完成した見合いの水量というものが一部は受水されているという認識でおります。

3点目についてですが、おそらく27,000トンという水量は暫定井戸も含んだ、みなし井戸と暫定井戸を全て含めた自己水源で27,000という水量になっているのかと思います。本日の資料中の12,000というのは、暫定井戸を完全に廃止した後の、今現在稼働可能なみなし井戸の水量が12,000ということですので、みなし井戸単独の数値と、当時のみなし井戸と暫定井戸全てを足した水量ということでご理解いただければと思います。

4点目ですが、霞ヶ浦導水事業の水量については、先ほど触れた令和2年度の再評価や事業計画変更の際に、今現在水利権を持っているところに対して、今後どれだけの水量が必要かという照会が来ました。その際に、印旛広域水道を中心として印旛管内で検討した結果、全団体均等に3割分の水量を落とすということで合意し、当初計画の0.746立方メートルから約3割落とし、0.522立方メートルということになりました。令和2年度の事業再評価に基づく変更ということでご理解いただければと思います。

清水委員：直接関係ないのですが、令和2年の見直しの時に印旛広域水道以外で減量や撤退などの意思表示をしたところはあったのか。

事務局：いくつかございまして、まず九十九里地域水道企業団です。こちらは全量削減ということで、0.34立方メートルでしたが、0になりました。また、千葉県工業用水道でも、

0.4立方メートルを0.2立方メートルに減らしております。また、埼玉県でも、0.94立方メートルを0にしております。以上でございます。

太田会長：よろしいですか？今、細かな数字のご説明がありました。具体的な数字の内訳は先ほどの説明の通りですが、当初の計画数値から、見直しなどによって一部変更が行われてきたということだと思います。これは私の方からも確認させていただきますが、地下水の自己水源は最終的にはどうなりますか。

事務局：地下水源として残る自己水源12,000立法メートルについては、みなし井なので永続的に汲み上げの権利が残りますが、実際に汲み上げる能力が低下したことに対して抜本的に更新等の対応はできませんので、汲み上げ許可量は12,000残りますが、実際はどうしても先細りになる見込みでございます。

太田会長：そうすると、将来的に井戸が使えなくなるというか、物理的にフェードアウトしていくという見通しにあるという、そういうことでしょうか。

事務局：現在の見込みではそうなります。

太田会長：確認ですが、今後の井戸の取水については、約束事項というか、確認された事項に基づくものとして、四街道市自体が独自に判断できる余地がない。そういった趣旨の元でこのような形にならざるをえない。そういう理解でよろしいですか？

事務局：そうですね、先ほどの、首長連名で提出した要望書の中の千葉県環境保全条例の見直しに関係しますが、こちらについて扱いは一律のもの、みなし井戸の扱いも暫定井戸の扱いも一律となります。

田汲委員：先ほどの話に戻りますけど、埼玉県はなぜ全量削減できたのか。

事務局：他の県の話ではありますが、霞ヶ浦導水見合いを0にしても水源が不足しない、給水に支障がないという判断かと思われま。霞ヶ浦導水の水量を計画した際は人口が増えていた時代ですので、どの自治体もですが、今現在の需要から見れば過大であったというところがございます。

住田副会長：確認させていただきたいのですが、混合井に関連して水の流れはどういった形になるのでしょうか。表流水と地下水が混合井でブレンドされて、そのあと浄化、ろ過とかをして、各家庭に配水されるのでしょうか。また、関連して新規の管なども必要なのでしょうか。

事務局：浄水された表流水と地下水が混合井で混ざり、配水地に貯められ、そこから各家庭に配水されるといった流れになります。

また、関連する管は、第2浄水場と第3浄水場で予定している混合井については、第2と第3は既に印旛広域水道から受水を受ける管が引かれておりますので、今現在の管を使って、混合井に水を入れる形になります。第1浄水場については、現在、地下水のみで給水しておりますので、こちらは表流水を受水する管も無いということで、第2浄水場から送水管を引きまして、第1浄水場で更新工事を行っている混合井機能を持つ配水池、そちらに流入しますので、第1浄水場は新規の送水管の布設が必要になります。

住田副会長：そういった施設の建設については、補助金や起債は充てられるのでしょうか。

事務局：財源ですけれども、混合井は補助金の対象になりませんが、第1浄水場の配水池につきましても、補助金の対象になるため、補助を見込んでいます。送水管事業については、対象となる補助金はありませんが、起債を財源として充てる予定です。

住田副会長：混合井には起債を充てられるのか。

事務局：管の方に起債を充てるため、混合井には起債を充てず、自己財源である内部留保で賄います。

住田副会長：内部留保もあって起債も充てられるというのであれば、事業としてはそれほど経営を圧迫していない気もしますが、事業者としてはどういった点が経営に与える影響が大きいと考えていますか。

事務局：経営の視点ですと、本事業に関連する起債は10億円を超えます。最近、金利が高くなってきた中で、利息の支払いというものは追加的にかかる経費になりますので、企業債の残高が増えて利息の支払いが増えてしまうと、経営に与える影響も大きくなってきます。

住田副会長：長期的な視点で見ると利息の金額が大きくなっていくということですね。わかりました。

清水委員：先ほどの太田会長の質問で出ていた、今後の井戸の使用について、以前に市の方から説明されたときの内容として私が認識しているのは、井戸の管径を太くしたり、能力を上げたりすることは出来ないが、井戸自体の老朽化に伴う改修については可能だと思っていたが、それは間違いですか？

事務局：みなし井につきましても、改修ですとか、口径を広くするとか、そういった行為を行うと暫定井扱いとなってしまいます。

太田会長：おそらく、清水委員が仰っているのは、機能のレベルアップとか能力を高めることはできないかもしれないけれど、現状の能力を持続させることは出来るのではないかと、そういうことですね。

事務局：軽微な不具合の修繕ですとか、そういうことであれば可能であると認識しています。

清水委員：聞きたい点は、この12,000トンというのが、将来ずっと使える水量なのかどうか。補修できないとなれば、いずれは井戸が使いえなくなってしまうだろうし。私は将来もずっと使えるという、そういう認識だったが、それは間違いなのか。

瀬藤委員：私が初めにその点を質問した際も、逆に、将来的に減っていくようなイメージだった。12,000を維持できなくなって減っていくと。それがどちらかというのは、大きな問題ですよ。

事務局：大きな問題である点、おっしゃる通りで、修繕レベルであれば問題はないと認識していますが、みなし井戸の能力や形、こういったものが少しでも変わることは認めないと県より説明を受けております。昭和の時代に掘った井戸設備について、能力が少しでも高くなるような仕様で更新するというは許可されない。軽微な修繕のようなもののみが可能であって、能力を保つような、例えば井戸を掘り直すとか、そういう大規模な更新に近いものになると認められない。そういったことをしてしまうと、暫定井戸への格下げとなる。我々は、こういった理解をしております。

田汲委員：現実的に、12,000トンの汲み上げ量というのは、どれぐらい持ちそうですか？大体でもいいので。

事務局：今現在も、本当は13,000トンのみなし井戸がありますが、1本は水質の異常で止めています。さらに近年は、能力通りに水を汲めない井戸が出てきています。今後についても、そういった能力通り汲めない井戸が出てくるのは避けられないことですが、それがどの程度かという、難しい部分です。

太田会長：少しイメージがすれ違っている様などころがありますが、もう少し明確に言うと、補修程度だったらオーケーですよ、でも更新とか改良とかは駄目ですよと、そういう理解でいいのでしょうか？

事務局：そのような形になります。

太田会長：そうすると何か補修したとか、能力が弱ったので現状を維持するために補修をするとか、そういうレベルだったら構わない。でも、能力を高くするだとかポンプの持続性を高めるために置き換えるとか、新しい能力に置き換えるような、そういうことは駄目ですよと。補修だとすると維持管理費用の中で処理されますが、更新とか改良とかになりますと、これは新たな耐用年数を加えるような形、いわゆる改良建設投資というような形で扱われてしまうので、日常的な維持管理点検、補修の範囲に限り大丈夫だと。そういう理解ですね。

清水委員：令和12年には地下水47%で表流水が53%になるとのことだが、12,000トンの自己水源自体が実際には修繕しかできないということになれば、いつまでも同じ水準で運転しつづけることは不可能なわけで、いくら修繕をしても完全に寿命が来たら止めざるを得ない。そうすると、この比率が将来変わってしまうのではないかという懸念が生まれる。その辺についてどういう風に今後説明をするのか。将来、表流水と地下水がどんな比率になるのかというのは大きな関心事です。今でも四街道の水は美味しいという風に言われていて、わざわざおいしい水が飲めるから四街道に来た住民もいると聞いているが、それ自体が将来は変わってしまうということになる。この表が見込みとしてどうか、というようなことになってしまいますし、その点についての市民感情はどうなんだろうという風に疑問があります。

太田会長：先ほどの事務局の説明で、清水委員からの質問に答えていた部分の3点目ですかね、資料の12,000という数値が乖離しているのではないか、印旛広域水道の評価の資料だと27,000トンになっているという点がありましたよね。この数値については、目標値とか最大値とか、どういった意味合いの数値になりますか？

事務局：27,000については、当時の最終数値といいますか、暫定井戸とみなし井戸の認可上の水量ですので、最大の水量です。

太田会長：認可で定められた最大の水量ということですね。

事務局：はい、第6次拡張の認可です。昭和の最後の頃の認可ですので、当時目標としていた最大値ということでご理解いただければと思います。

太田会長：この認可は残っていて、今も生きていますか？

事務局：四街道市の水道はこちらが最後の認可で、生きています。

田汲委員：資料で令和12年度が12,000トンと書いてあるが、これ本当は汲もうと思えば、16,000トンとか汲めないのか。これが上限で本当に汲めないものなのか。

事務局：許可の総量自体は13,000までありますが、先ほど触れたように1本の井戸は水質が悪いので、実際に汲める井戸の許可量の上限が12,000になりますので、本当に12,000以上は汲めないものです。

田汲委員：ではもう本当に井戸に余裕は無いということか。

事務局：はい、こちらで見込んだ水量が、最大水量です。

田汲委員：そうすると、さっきの質問の内容が心配で、令和12年度はもっと低くなるかも。

事務局：我々としては県に認められる中で最大限修繕等をいたしまして、使用可能な地下水は最大限維持していくという考えのもと、こちらの数値を作成しているところです。

太田会長：よろしいでしょうか。ここまでの内容についてはおおむね確認できたのではないかと思います。資料の数値については、令和12年度の目標と言っていいのか見込みと言っていいのか、現状の想定数値であるということですね。そのあとについては、実際に機械設備がどのような状況になるか見込めないで、そこまでは触れられていない。少なくとも、令和12年度時点では、この比率、この水量を見込んでいる資料だという風に理解してよろしいかと思います。

よろしいですか。それでは事務局より、資料③の続きの説明をお願いします。

《事務局より、資料15ページ（資料③）の内容説明》

太田会長：ありがとうございました。それでは、建設改良事業における大きな懸案である老朽化についての説明がありました。いかがでしょうか。

田汲委員：老朽管はどうしてもあるとは思いますが、どういった地域に多いのか。

事務局：資料の表で、赤と黄色と青の色をつけさせていただきましたが、赤い部分の1970年代から1980年頃までの開発というのは、大きなところでは旭ヶ丘ですとか千代田、みそら、栗山、和良比といった地域です。ただし、旭ヶ丘と大日、みそらについては更新事業が進んでおりますので、新しくなった管も多いのですが、まだ更新しなければいけない老朽管が残っているような状況です。

住田委員：施設の老朽化の説明ということで、老朽化した水道管を挙げていますが、先ほどの浄水場の設備よりもこちらの方が大きいので、特に老朽管を挙げているというようなことで良いのでしょうか。

事務局：配水管の老朽化が数値としてお示ししやすいため、ここでは配水管に絞らせていただきました。

住田委員：下水道ですと長寿命化とかストックマネジメントという形で老朽化への対応等をやっていると思いますが、水道もそういったものがあるという理解でよろしいのですか。

事務局：アセットマネジメントの視点に加えて、設置してからの実際の年数などを考慮し、老朽化に対応をしています。

瀬藤委員：鹿渡の配水管はもう更新が終わっているのだと思うが、いまだに断水した後は赤水が発生する。これは仕方のないこととして我慢するしかないのか？

事務局：四街道市は地下水が多いため、断水が起きてしまいますと、水の流れが変わり、どうしても赤水が発生しやすいような状況でございます。老朽管は徐々に更新していますが、管が新しくなっても、市内すべての管は繋がっておりますので、古い管から赤水の成分が来てしまう場合があります。

清水委員：例えば、道路の舗装とかについて、うまく調整して少しでもお金がかからないようなことを実際にやっているのか。国道の工事では、道路調整会議などで、いつこの事業者が工事をやるというのをまとめてうまくやっているが、四街道市の場合はそういうことをやっているのか。

事務局：四街道市におきましても、道路を管理する土木課が、事業者の年間の予定ですとか、そういった情報を集めまして、その中で調整を行いながら工事を行っている状況です。

清水委員：それはわかりますが、例えば、工事を予定している場所の近くで舗装の掘り返しの工事があると、そちらに合わせた工事を優先してやるという様な調整は行っているのか。

事務局：そういった点も、各事業者と話し合いまして、調整を行っております。

太田会長：私の方からも確認させていただきたいのですが、40年を経過した老朽管というご説明でしたが、40年というのは法定耐用年数で良いのですか。

事務局：老朽管の基準となる40年経過については、法定耐用年数です。

太田会長：もう一点、実耐用年数での管の基準もあるというところで、そこについてはどのように考えていますか。

事務局：今現在、更新事業で使用している管については、実耐用年数として80年ですとか100年使えるとされているものですが、1980年代の管等になりますと、法定耐用年数である40年が更新時期の一つの基準になるような管種になりますので、そういった時期のものについては、40年を超える老朽管であれば更新の対象とすることを考えております。また、更新にあたりましては、管の種類なども考慮して更新を行っています。

太田会長：では、この40年という基準は一つの目安というか、全体を判断する上で、法定耐用年数を採用した場合にはそうなる、といったものですね。

下里委員：今更言ったところでどうしようもないことだとわかっているんですが、井戸水が減らされてしまっているのが、主婦としてはつらい。井戸水を少しでも使えるように、市の方で頑張っていただきたいと思います。それと、ダムが出来て取水しなければいけない、四街道市でもそんなにたくさんの水量を受けなければいけないのかと、私のような市民は思っていま

す。確かに、地盤沈下の問題はありますが、もっと県に強く出られないのかと。良くやってくださっているのだと思いますが、主婦としては、それが一番の思いです。

田汲委員：良い井戸と悪い井戸、暫定井とみなし井戸で交換して使用をできないのか。

事務局：暫定井の中の具合が良いものとみなし井戸の具合が悪いもの、そういった交換が可能かということですが、みなし井戸と暫定井戸は条例上ははっきりと別の物ですので、交換は難しいです。

田汲委員：作ったものの中で状態の悪いものを廃止して本数自体は条例を守る。そういうことを千葉県に直接言った方がいいのではないかと。入れ替えて、みなし井戸を廃止しても同じだと思う。

事務局：井戸については、住所地番やその能力を定めたうえで条例に基づき一本ずつ許可されたもので、暫定とみなしを入れ替えるというのは条例上からも難しいです。

また、なるべく今の地下水を使って欲しいという点については、経営から言えばその気持ちは我々も一緒です。ですから、使える水量は最大限に使っている状態です。しかし、千葉県としては、地盤沈下が確認されているので、出来るだけ地下水を汲ませたくないという考えがありますから、結局は厳しい状態です。

太田会長：その点は、もどかしいところもあると思いますが、共通の気持ち、認識の部分もあると思いますので、継続して県との協議をお願いできればと思います。それでは、老朽化の問題についてはこれまでとして、資料の残りの部分の説明をお願いします。

《事務局より、資料4～11ページ（資料②）、資料16,17ページ（資料③）の内容説明》

太田会長：ただいま、今後の課題も含めた具体的な説明がありました。金額等もあって具体的なお話になるかと思いますが、該当のページ数、どこに関してご質問されるのかということをお知らせしていただいたうえで、質問やご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

清水委員：9ページの繰入金の関係ですが、一般会計からの基準内の繰入金というのがありますが、この基準内繰入金というのは何ですか。

事務局：基準内繰入金については、主に消火栓に関する経費になります。

清水委員：8ページの受水費の関係ですが、現在、県営水道から受け入れている水、柏井浄水場は2系統から水を取水していると思う。四街道市が受け入れている水というのは、どういう経路で来ている水なのかということをお教えしてほしい。それから、受水単価の根拠はどうなっ

いるのかということ。例えば、経路によって、高度処理であったりして大変な費用がかかる設備なのではないかと。これらによって、受水単価の根拠はどうなるのかを聞きたい。

事務局：柏井浄水場は東側と西側に浄水する施設がありますが、浄水された水は送水される前にブレンドされて送られると認識しています。具体的には、利根川の水と印旛沼の水のどちらが来ているということではなくて、双方からの水が浄水されて、混ぜられたものが送られてきていると。

また、受水単価の根拠については、事業体によって必要な送水管の延長も違いますし、条件が違いますが、印旛広域水道自体は印旛地域の参画した事業体全てに水を送るために作られた団体ですから、印旛としてかかる経費はすべての団体で負担するという形をとっていて、受水単価というのは全事業体で統一された金額になっています。ただし、特定の事業体に対して送るために専用の施設が必要な場合は、印旛広域水道とその事業体の間で直接の経費負担となります。

清水委員：説明は理解しました。さらに質問ですが、印旛広域水道が県営水道と一緒にやっているわけだから、経費の点で、県営水道の持つ分と印旛広域水道が持つ分というのは、当然違ってきていいはずですよ。どちらの分にどれだけ職員を貼り付けるとか、動力費をどれだけ持つとかは当然変わってくるはず。非常に細かい話になって恐縮だけど、受水費の金額によって水道料金が決定的に違ってくるわけで、県水で持つべき分を印旛の方では持ちたくない。そんなところについては、どうなのか。

事務局：県営水道との関係については、印旛広域水道は県営水道と施設を共有で持っているわけではなくて、印旛広域水道が千葉県企業局、県営水道に第三者委託という形で表流水の浄水を委託している構造になります。その委託に基づいて浄水の費用が算定されて、我々はそういった費用を印旛広域水道に受水単価としてお支払いしています。

そしてこの県営水道の浄水の費用というのが、柏井浄水場だけ見ても、印旛に送る水と、君津の方に送る水と、色々ございます。この施設は印旛用でこの施設は君津用という形にはなっていないため、浄水するためにかかったトータルのコストを、印旛に送っている水とその他に送っている水の水量按分で算定しています。職員が100人いるとして、印旛の分が60人という算定ではなくて、柏井全体で何立方メートル送っているうちの何パーセントが印旛の分だから、柏井浄水場でかかった浄水コストのうち何パーセントは印旛に請求する経費ですよという算定方法で、印旛広域水道に第三者委託に基づく費用請求というものが来ます。概算や精算の部分もありますが、基本的な構造として、経費を一つずつ確定して積み上げるのではなくて、トータルコストに対して水量を元に按分するといった構造になっております。

清水委員：今の説明はわかりますが、柏井浄水場で言えば配水ポンプなどで送る距離が遠いとか、県営水道の方の経費の方がかかるような、水量按分だけではない余分な経費があるのではないかと思う。水量按分の考えはわかるけれど、もっと厳密に、例えば水はポンプで送ることになるけど、そのポンプが印旛広域水道と県営水道で違うこともあるのでは。分けられるもの

と分けられないものがあるのではないかと、もっと精査をして、少しでも料金が下げられるようにできないだろうか。按分で言いなりになるのではなくて、是非お願いしたい。

太田会長：ありがとうございます。確認ですが、これは第三者委託ですか？

事務局：第三者委託になります。

太田会長：そうだと確かに、清水委員がおっしゃっているように、こういった資産を対象にして第三者委託契約をするのかと言う考え方が出てくる可能性はありますね。

事務局：少しでも料金を下げられるようにというのは、清水委員がおっしゃる通りで、印旛広域水道に対して、少しでも受水費を減らすための受水単価を下げる要望を継続的に実施してきました。令和4年にも印旛広域水道に印旛全体として値下げ要望を出していきまして、その結果が令和5年度からの受水単価の値下げという成果に結びついています。

具体的にどのような協議によって受水単価の値下げに結び付いたかと言えば、例えば、企業局が持っている施設は全てが連動して稼働していますが、厳密に見れば印旛には使われていない施設の分については第三者委託の経費の算定から外してくれというような協議ですね。そういった、やれる限りの取り組みをした結果として、わずかながら受水費が下がったというような成果に結びついています。ですから、水量按分という算定方法が完全には厳密ではないというご指摘は一部確かにありますけれど、我々としても、厳密にできるものはした上で、どうしても分けられない経費については、水量により按分ということで、受水に関する経費が算定されているような形です。

太田会長：今の費用はすでに色々と調整や交渉をした結果で、最終的な表現としては水量による按分という形になっているということですね。

田汲委員：3点、聞かせてほしい。一つは起債について。今度からは上限を考えながら起債するとのことだが、値上げをするならば起債はしなくてもいいのでは？起債は利子も払わなければいけないし。

事務局：財源的に、起債を活用したうえで、料金も改定してギリギリ足りるところなので、改定を見込まない場合はもっとはるかに大きな起債が必要になってしまいます。

田汲委員：財政的にどれぐらいかかるのか、よくわからない。送水管や配水管、ポンプもあるだろうし、こういった老朽化した個別の設備ごとにどれぐらいのお金がかかるのか。

事務局：今回の資料の補足資料、財政推計で金額は示していますが、年度でまとまっているとわかりづらいので、次回の審議会では、今後10年間の資金の動きについて、こういった事業でどの程度かかるということについて、ご説明させていただければと思います。

田汲委員：四街道の中でも、めいわ5丁目なんて幼稚園とかがあるが、ああいったところにも四街道市の水道管が通っているのか。

事務局：めいわ5丁目は県の企業局の給水区域です。

田汲委員：県がやっているわけか。逆に、四街道市が千葉市の区域内でやっているところはあるのか。

事務局：千葉市の御成台地区です。

田汲委員：水道料金は千葉市の方が高いの？

事務局：高いですね。

太田会長：さきほど田汲委員がおっしゃっていた企業債と料金改定との関係ですが、そこは本質的な議論だと思います。資料の17ページ、別紙2で料金改定を見込んだ場合という財政推計が載っていますが、この場合の平均改定率は何パーセントを見込んでいますか？

事務局：令和7年度で36%、令和11年度で32%と見込んでいます。

太田会長：わかりました。これはあくまでもシミュレーションをする上での仮の改定率ですので、結論というわけではありませんので、誤解なきようお願いしたいと思います。いずれにしましても、田汲委員がおっしゃっていたように、純利益という形での内部留保や企業債、そして実際の建設改良投資の規模、この三つをどのように適切に組み合わせるかということになります。ですから、水道料金だけを取り上げて良い悪いとか、高い低いとか議論をしてもあまり意味がなくて、どのように財源を組み合わせる必要のある投資を行っていくかということになりますので、そこを頭に入れておいていただければ、次回以降の議論がよりよく進むと思います。

清水委員：下水道使用料値上げの時、資金残高の目標で6億円というのがどうも引っかかっていた。それで今度の目標は10億円とあって、その根拠はどこから出るのか。日本水道協会の資料とかを見てみると、例えば災害が起こった場合の補修費用は一般会計から出してもいいのではないかというようなことも書かれていた。どういう見込みで10億円という形で言っているのか、そこを教えてほしい。

太田会長：それも重要なポイントだと思いますので、事務局の方から資金残高目標の根拠という点について説明いただきたいと思います。

事務局：下水道使用料の際も同様の考え方ですが、今回の水道料金についても資金残高の目標を設定していて、10億円ということにしております。今、清水委員がおっしゃった通り、日

本水道協会が資金残高の考え方を参考として示しておりまして、例えば年間の給水収益の何割分を確保することを目標とする考え方があります。その中で我々が採用しているのは、年間の給水収益の5割確保で、災害時とか、通常の維持管理をしていく中で経営がきちんと安定するというラインが、おおむね10億円ということではないかということで、設定しております。話にあった一般財源という話については、例えば、確かに災害時は国からの補助等が入ってくるがありますが、それは基本的に事後の話であって、壊れて直す際の発注は、事業者できちんとお金を持っていないと発注することが難しい。最終的には国からの補助があるとしても、維持管理するための経費、災害時に限らず通常の運転・維持管理をしていくための経費として、最低限は確保しておくということで10億円と設定しています。

清水委員：次回以降具体的な議論になると思うけれど、お金を持ってなかったら対応できないというのではなくて、臨時的に起債、借りるとか、そういう方法で対応することもできなくはないのではないかと。それが激甚災害ならば国の補助の対象になるかもしれないし、そこは詳しくはわかりませんが、自分でお金を持っていないと工事ができないという話ではないのではないかと考えています。自己資金がどれだけ必要なのか、起債をどこまでするのか、議論が必要かなと思っています。

あと最後で申し訳ないけれど、太田会長に、水道料金をどうするかという問題はどこの事業者も困っていると思うので、先生の方でご存じの話があれば、次回でもいいので、各事業者はどういう風に水道料金について、値上げとかについて考えているのかを教えていただければありがたいなど。というのは、東京都の下水道が改修事業の工期を少し遅らせて、借金するのを少し繰り延べするみたいなことを検討していると見かけたので、いろいろな工夫がされているのではないかと、そんなことも含めてこの大幅な値上げについて、料金についてどう考えたら良いかを教えていただければありがたいと思います。

太田会長：今日じゃなくて次回ですか？それでは次回、私の考えていることやいままでのいくつかの自治体で関わってきた中でどういう評価がされてきたのか、かいつまんでご報告させていただきます。

あと、先ほどの資金の話ですが、資料の8ページの目標というところに今のご指摘の部分が入っています。ここで大事なのは、運転資金というのはなにも緊急時の資金だけではなくて、日常的な手元の資金であって、工事代金等で必要な資金として、民間企業でも手元の運転資金として用意しておきます。そうしないと、決算が黒字でも手元資金が無いために、資金ショートを起こして黒字倒産ということになってしまいます。そういう意味で言うと、運転資金を確保するという事は、これは民間だろうと公営企業だろうと共通のテーマです。資料の経営戦略では災害等緊急時の運転資金となっていますが、災害とか緊急時だけでなく日常的な手元資金をどう確保するか、という視点で運転資金にご理解いただければと思います。どうもありがとうございました。

○その他

事務局より次回の審議会の日時を説明。